

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の実効性の確保

(1) 計画の活用

農村環境計画は、農業・農村づくりに対する環境保全・環境配慮の基本原則となる目標や方針・方策等を示すものであり、具体的な整備・取り組みに関する細部については、各々の事業で対応する必要があります。

個々の事業の計画・実施にあたっては、「環境への対応方策」や「エリア・ネットワーク及びゾーン」の設定状況等を確認し、その事業にふさわしい環境配慮の手法や環境保全措置などを検討・実行していきます。

(2) 計画の浸透

市民の農村環境保全への興味や関心を高め、主体的な参画を促進するため、広報誌やインターネットの市ホームページなどを利用して、計画の周知を図り、目標及び方針の達成状況や施策の実施状況等を市民に公表するとともに、計画の推進に関する意見を求めます。

また、シンポジウムやワークショップ等を開催し、農村環境の保全に対する理解と意識の向上の機会充実を図ります。

(3) 計画の見直し

目標や方針・施策の進捗状況を総括・検証するとともに、農業情勢・社会情勢の変化や新たな課題などに対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行い、継続的な改善を進めることにより、農村環境計画を実効性のあるものとします。

2. 計画の進め方

農村環境計画の効果的な推進のためには、各々の事業において、事業段階の適切な時期に進行管理を行うことが必要となります。進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、見直し・修正 (Action)」のPDCAを繰り返すことにより行います。

事業計画段階では、各事業における基本計画や構想等の早い段階から、農村環境計画の活用や整合を図っていきます。ワークショップの開催等により地区住民の意向も踏まえ、工法や手法等について、十分な検討を行う必要があります。

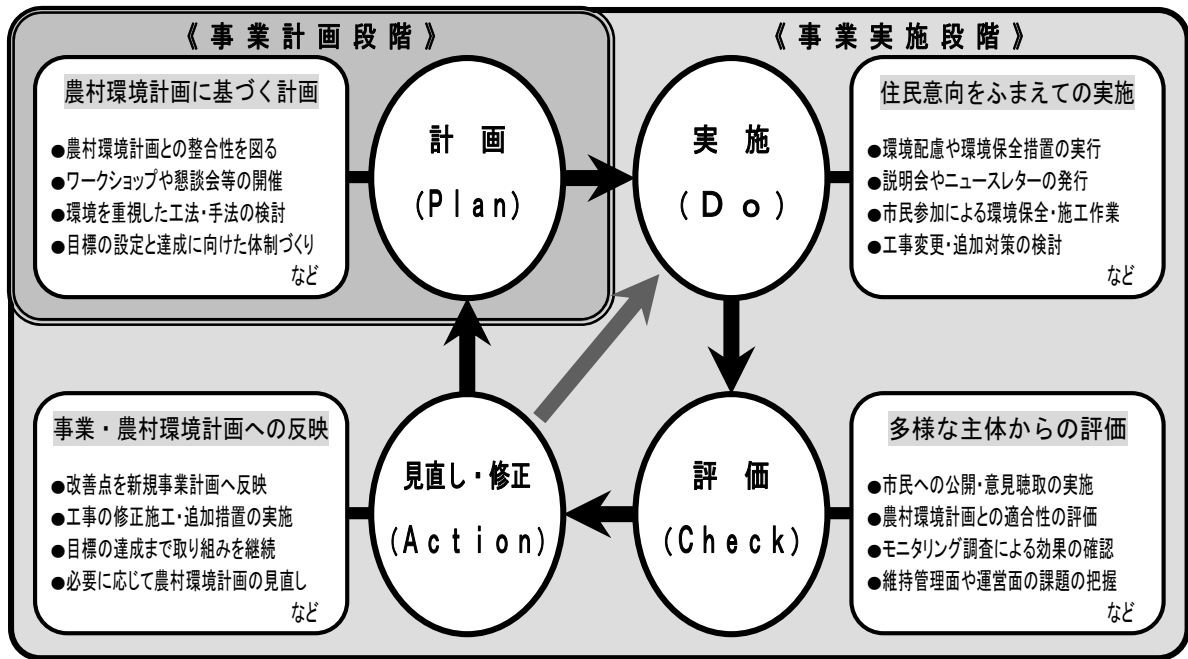


図6-1 計画の進め方

3. 推進体制の整備

十日町市が設置を予定している「(仮称)市内環境基本計画推進委員会」内に「(仮称)農業・農村整備部会」を設け、市内で実施される農業・農村整備事業に対して、本計画との整合・評価を行います。

また、農村環境計画の推進と進行管理を行う上で、十日町市民環境会議、住みよい環境づくり審議会とも連携を行い、意見・報告を行うこととします。

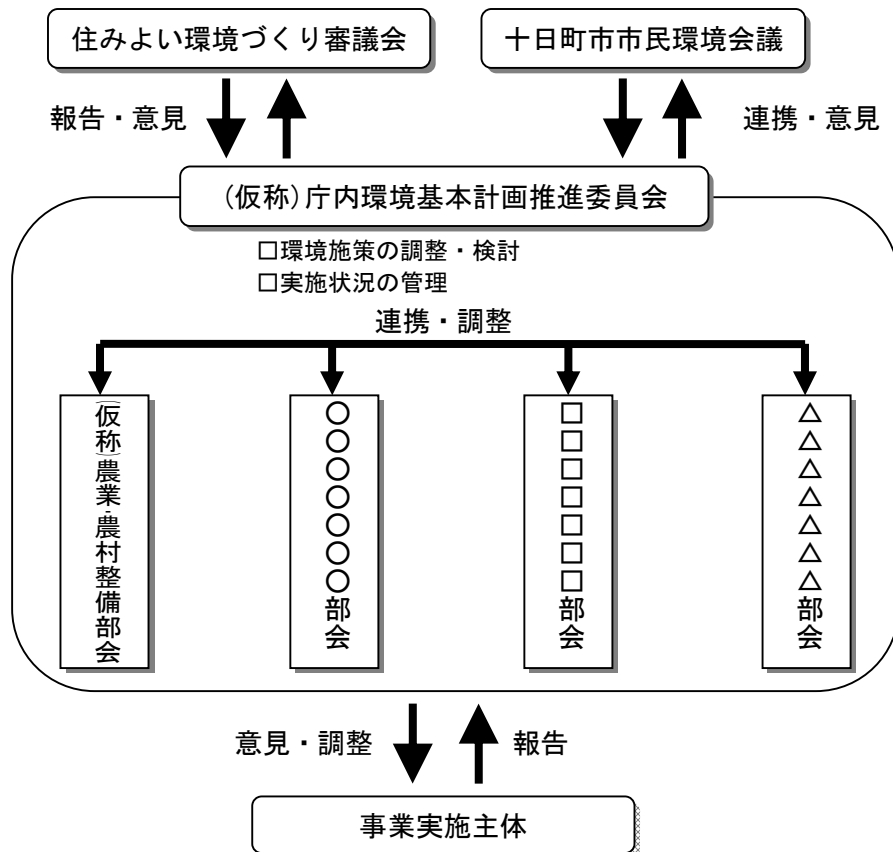


図6-2 推進体制

4. 今後の展開

●全市的な環境の取り組みへ

十日町市環境基本計画を踏まえて、市が実施する公共事業全般における環境保全・配慮の一層の充実を図るため、「(仮称)十日町市公共事業環境配慮指針」の策定を検討し、その中で、農業・農村分野については、農村環境計画の基本方針等を反映させていきます。

景観の形成については、景観法や文化財保護法といった関連する法律に照らし、また活用しながら、市としての景観形成に対する基本的な考え方を取りまとめていきます。その中でも農村環境計画における景観のとらえ方を反映し、農村景観の保全や創出を一層進めていきます。

●保全効果の検証と評価に努める

農村環境計画の運用にあたっては、「環境配慮事項のチェックリスト」を作成する等して、事業ごとに環境保全・配慮の取り組みが適切になされているかを検証していきます。また事業実施後や経年的な検証・評価にも努めます。これらの結果の情報を蓄積していくことにより、チェック項目の見直しや評価方法の改善に役立てていきます。後の計画見直しに際しても改善点の洗い出し等に活用できます。

●個別事業におけるガイドラインの活用

個々の農業農村整備事業に対して、農村環境計画に照らし合わせ、環境保全・配慮の方向・方針が定まった後に必要となる、具体的な手法や工法等の検討の際のガイドラインとして、以下の資料を参考としていきます。適用にあたっては、農業者や地域住民との合意形成を図ることを前提とし、より良い事業の展開を目指していきます。

農業農村整備事業における環境保全・配慮のガイドライン

□環境との調和に配慮した事業実施のために[調査計画・設計の手引き]

食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会 H14.2

□環境との調和に配慮した事業実施のために[調査計画・設計の手引き(第2編)]

食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会 H15.3

□環境との調和に配慮した事業実施のために[調査計画・設計の手引き(第3編)]『ほ場整備(水田・畑)』

食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会 H16.5

□農業農村整備事業における景観配慮の手引き H18.5

□農村における景観配慮の実務マニュアル

ー景観に配慮した整備のために10のステップー H20.3

□美の里づくりガイドライン 農林水産省農村振興局 H16.8

など